

西海市教育委員会（令和3年第6回定例会）会議録

期 日：令和3年6月24日（木） 午前9時30分開会

場 所：西海市教育委員会 3階大会議室

出席委員：教育長 渡邊 久範

委員 北島 淳朗、寺本 温、川南 まつみ、村山 みほ

出席者：教育次長 山口 英文、教育総務課長 田口 春樹

学校教育課長 楠本 正信、社会教育課長 岩永 勝彦

教育総務課 課長補佐 森下 直也、副参事 浦辺 収

学校教育課 参事 坂口 洋介

社会教育課 課長補佐 堤 猛、浦崎 光芳

書記 林 大樹

傍聴者：2名

1. 開会

○教育長

ただいまから、第6回定例教育委員会を開会いたします。

本日はテレビ会議として開催します。

2. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に寺本委員、村山委員を指名いたします。

3. 会期決定について

○教育長

会議は本日1日限りといたしますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、会議は本日1日限りといたします。

4. 教育長諸報告

○教育長

校長当初面談

西彼青年の家理事会

副市長退任式

副市長辞令交付式並びに就任式

教育・監査委員辞令交付式

令和3年度西海市防災会議

J A学童傘贈呈式

西海市中学校総合体育大会
第3回部長会
市内高等学校への支援事業説明会
NIE会長来庁
第2回西海市行政改革推進本部会議
学力向上推進会議
いじめ等調査委員会
西海学視察
第1回西彼杵高等学校魅力向上支援懇話会
土曜学習開講式
教頭会研修会
市議会一般質問
西海市民生委員推薦会
第3回西海市行政改革推進本部会議
初任者研修地区研修

5. 議事

日程第1「議案第46号 西海市教科書採択協議会委員の委嘱について」

○教育長

日程第1「議案第46号 西海市教科書採択協議会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3ページが委員の名簿案となります。委員の任期は8月4日から採択案の報告の日までとしております。新たな委員は3番の●●委員です。説明は以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第46号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

令和3年度に再申請されたということですが、簡単に背景を教えてください。

○学校教育課長

ただいまのご質問にお答えいたします。現在、中学生は令和3年度から、昨年度採択された教科書を使用しております。今回新たに加えられた、歴史の教科書ですけれども、検定の希望で文部科学省に出していましたが、その内容が検定に及ばず、修正の指導を文科省から受けておりました。その修正をして新たに申請を出したところ、この令和3年度で認められたというものでございます。こういった場合には、採択外の権利というものが発生しまして、採択権者によって判断をして、実証することも含めてですね、検討することによってございますので、権利があるということからやりたいということで、今回、委員を新たに選定しております。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第46号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第46号 西海市教科書採択協議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2「議案第47号 西海市学校・家庭・地域の連携協力推進事業運営委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第2「議案第47号 西海市学校・家庭・地域の連携協力推進事業運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3ページが委員名簿案となります。変更となる委員は、7番の●●委員、9番の●●委員、11番の●●委員、12番の●●委員ということになります。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第47号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第47号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第47号 西海市学校・家庭・地域の連携協力推進事業運営委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第48号 西海市奨学生選考委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第3「議案第48号 西海市奨学生選考委員会委員の委嘱について」を議題とします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

2 ページが委員の名簿案となります。変更となるのは3番の●●委員ということです。市の人事異動により、このような選任となっております。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第48号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第48号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第48号 西海市奨学生選考委員会委員の委嘱について」は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第49号 教育財産の用途廃止について(崎戸小学校屋内運動場、渡り廊下)」

○教育長

日程第4「議案第49号 教育財産の用途廃止について(崎戸小学校屋内運動場、渡り廊下)」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

2 ページが位置図、3 ページが航空写真となります。それから4 ページと5 ページが棟別面積表になります。カラーの部分が今回の該当部分ということです。6 ページがそれに関連する配置図というところになります。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第49号の説明がありました。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第49号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第49号 教育財産の用途廃止について(崎戸小学校屋内運動場、渡り廊下)」は、原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第50号 西海市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第5「議案第50号 西海市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3ページからの新旧対照表で説明をしたいと思います。まず3ページですが、別表第1としまして、要保護者就学援助基準ということで規定があります。この中で修学旅行費の21,890円が22,690円になるということでございます。

それから別表第2としまして、準要保護者就学援助基準があります。同じく修学旅行費で、21,890円が22,690円になっております。それから、5ページのオンライン通信費は、これまで小学生と中学生で10,000円だったものが、12,000円になったというところがございます。それから別表第3は、準要保護者就学援助基準の市内在住市外通学者の表でございますけれども、こちらについても、修学旅行費が21,890円から22,690円、オンライン通信費が10,000円から12,000円に変更となっております。7ページの改正のポイントですが、ポイント3です、認定者へは、1学期分の就学援助費支給時の支給通知に、新たな限度額表を同封予定にしております。この改正は、令和3年4月1日から適用ということにしております。説明としては以上です。

○教育長

ただいま、議案第50号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第50号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第50号 西海市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第51号 西海市文化財保護事業補助金交付要綱の制定について」

○教育長

日程第6「議案第51号 西海市文化財保護事業補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

要点を説明したいと思います。趣旨としましては、文化財保護条例に基づき、市が指定し、選定し、及び認定する文化財の保護に要する経費の一部に対し西海市文化財保護事業補助金を予算の範囲内において交付するということでございます。

定義として第2条に規定しておりますが、この告示において文化財とは次に掲げるもの

をいうということでございます。読み上げますと、1号は、条例第2条に掲げるもので、条例第4条、第23条、第29条又は第33条の規定により指定されたもの及び条例第39条により選定されたもの。2号としては、条例第44条の規定により認定されたものとあります。わかりにくいと思いますので、補足説明をしたいと思います。まず、条例第12条というのは、文化財保護条例の条文ということで、4つの種類を第2条で規定しております。その4つというのが、条例第4条の指定に係る有形文化財、それから条例第23条が無形文化財の指定、それから条例第29条が民俗文化財の指定、それから条例第33条が記念物の指定ということになります。最後に条例第39条が保存技術ですね、個人の人間的な技術と保存すべき技術ということで、ここで5種類の規定をしております。それから条例第44条というのが、地域遺産になります。指定から外れたものといえますか、地域特有のもの、そういったものを地域遺産として認定ができるという規定にしております、それを合わせて全体として文化財とするということにしております。補助対象者でございますけれども、所有者、保持者、管理責任者ということにしております。補助対象事業としましては、国、県、公共的団体から補助を受けないものとして、国等からの指定から外れるものなどを救うという意味から、今回補助要綱を制定しております。具体的には別表で指定しておりますので、そちらで説明をしたいと思います。

別表は5ページになります。上の段が文化財ということで、管理するための事業と修理するための事業ということで、事業内容を記載しております。それから補助率等でございますが、文化財については補助対象経費の60%以内で5,000,000円を上限とするということで、2号としては、複数回の申請が可能ということです。それから地域遺産においては、上の段と同様の形ですが、事業内容で説明板の設置という項目が加わっているというところでございます。それから、補助対象経費においては、60%以内で50,000円を上限として、1回限りの申請にしております。補助対象事業については以上です。

3ページに戻っていただきまして、第5条で補助対象経費ということで、1号から14号までとしておりますが、ほとんどの経費が補助対象に設定されているというところでございます。第6条で補助金の交付申請、それから第7条で実績報告、それから、第8条で補助金の交付は概算払ができるという規定にしております。

10ページにおきましては、要綱の制定のポイントとしております。ポイント3で、どのような申請を想定しているかというところですが、文化財等を保管する、単独の保管施設の整備、敷地内の危険な樹木の伐採などの環境整備を想定しているというようなところでございます。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第51号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

2点あります。まず、これまでも文化財等については、指定や保全について、この教育委員会でも審議があったかと思いますが、これまでこうした保護に関してですね、行政からの支援というのは、この要綱が制定される前はどのようなふうになされていたのかというところ。それから別表の補助率と補助額ですけれども、このパーセンテージは公益的で公共的な割合であったりとか、実際の対象のものごとの価値であったりとかになると思っています。それに対して60%で5,000,000円という数字が出ていますが、その根拠というの

ほどのあたりにあるんでしょうか。その2点についてお聞かせください。

○社会教育課長

ただいまのご質問にお答えいたします。まず、この取組といいますか、支援についてですが、国、県指定の文化財につきましては、それぞれ国や県から補助をいただいて実施しておりました。市指定の文化財につきましては、これまで特に補助制度がなかったものから、教育委員会内の予算で対応できるものについては、対応をさせていただいていた部分がありますけれども、きちんと整理がされていなかったものですから、今回、このような形で市指定の文化財について、きちんとした形で整理をさせていただいたところからです。

それから、2点目の補助率等についてですが、これまで文化財等の整備につきましてはですね、市長部局の総務課が所管しておりましたコミュニティ助成事業で対応していただいたところがあるんですけども、申請件数等が多く、なかなか該当しないというような状況がありました。補助率等につきましては、今、コミュニティ助成事業の補助率が3分の2となっておりまして、こちらでも60%と同じような補助割合としております。それから、上限につきましても、5,000,000円という上限がコミュニティ助成事業にもありましたので、同様に整理をさせていただいたところなんです。以上です。

○北島委員

はい、ありがとうございます。市内のこういった文化財等についての保全や保護というのは非常に大事なことだと思いますので、今後もよろしくお願ひしたいと思ひますし、この要綱の制定自体ですね、喜ばしいことだと思います。ただ、税金が活用される形にもなってきますので、今後、指定基準との整合といいますか、そういったところをまた、今後の議論の論点にもなってくるかなというふうにお願ひしておりますので、その辺のところも、バランスを図りながらですね、文化財保護に努めていただければと思います。よろしくお願ひします。

○寺本委員

補助率等についてお尋ねいたします。文化財と地域遺産についての額面が違うのは、そういうことはあるだろうとは思ひますが、地域遺産については、左の欄に掲げる事業内容のいずれかの事業を1回に限り申請をするとなっています。例えば、事業内容の単独の保管施設の整備に加え、そこに危険な木があるということになれば、2つになりますし、特に樹木等はどんどん伸びるものから、1回限りとするのはどうなのかなと思ひますが、そこら辺のことを聞かせてください。

○社会教育課長

ただいまのご質問ですけれども、地域遺産につきましてはですね、西海市内全体で評価したときに、文化財と同じような評価まではいかないものであって、地域等で継承されているようなものを想定しているんですけれども、そこについてはですね、やっぱり地域や所有者の方々に管理していただくのが本来の姿ではないかということもありまして、そういうこともあって地域遺産については、文化財と比べて補助金の上限や回数等も制限をさせていただいているところなんです。

○寺本委員

はい。額についてはそういった面もあるのかなと思ひますが、1回限りというのは、そ

の内容によっては、もう少し精査すべきかと思います。文化財保護審議会もありまして、そこでもう少し論議されることが大切かなと思います。もちろん予算の関係もあるんですけど、1回というのはどうかと思います。

○社会教育課長

ただいまの件につきましては、今現在ですね、西海市で地域遺産に認定されているものはありません。地域遺産の認定申請が今後あるかと思いますが、その点と、今回の補助の回数ですね、寺本委員がおっしゃられたように、文化財保護審議会等でもですね、検討していきたいと思っております。以上です。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第51号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第51号 西海市文化財保護事業補助金交付要綱の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第52号 西海市学習用通信機器整備支援事業補助金交付要綱の制定について」

○教育長

日程第7「議案第52号 西海市学習用通信機器整備支援事業補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3ページから交付要綱になりますが、要点を説明したいと思います。趣旨としましては、家庭内における通信機器整備に伴う保護者の負担軽減を図るということで、初期費用等を補助するというございます。第2条に定義として、Wi-Fi環境、それから通信機器整備について定義しております。補助対象者として、児童生徒の保護者ということで、Wi-Fi環境を整備しようとするものであるというところを指定しております。補助対象経費でございますが、契約事務手数料を考えております。補助対象経費としては1世帯につき1台、1回限りになります。それから、補助金の額は第5条で3,300円を上限としているというところ。第6条で交付の申請及び請求、第7条で交付決定、第8条で交付手続の特例とありますが、この第8条でですね、申請の事務等を簡略化するような規定をしております。交付請求手続と併合をしまして、1回の請求で済むようにしております。それから実績報告や確定の手続を省略するというございます。9ページの制定のポイントで

すが、先ほど申し上げたとおりです。令和3年度予算から適用するとしております。

10ページから参考資料となります。10ページにおいては、モバイルルーターの初期費用の比較等で、こういったところを参考にして補助額等を決めているというところになります。それから、予算の設定のために環境が整っていない世帯等の数をアンケート調査結果等から導き出しておりますが、34%程度の610人という想定をしておるといところです。

11ページにおいては、端末の持ち帰りについて他市の調査結果等を掲載しております。他市の状況も勘案したといところです。

12ページにおきましては、具体的な数値を参考のために掲載しておりまして、申し上げたとおり、全体としては34.1%が整っていないのではないかといところです。説明としては以上です。

○教育長

ただいま、議案第52号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

要綱制定の意義は分かるのですが、西海市内では光通信環境の整備中といところもありまして、条文についてですね、その実態と合わないような違和感があるものですから、意見を言わせていただきたいと思ひます。第3条の補助対象者といのは、インターネット環境が整備されていない者になっているんですよね。所得などは関係なく。ネット環境がないところでも、整備はすぐWi-Fiを入れるといご家庭もたくさんあると思ひますよね。そういった意味では、公的な資産の分配といことを考えていくと、この他の行政の事例で平戸市にあるような、準要保護世帯に対して、そうした補助や支援をすることが、行政として、平等性とか公平性を考えると妥当なかなとい感じを受けたのですが、所得に関係なく、あるいは理由に関係なく、新設では3,300円もらえるよといこと自体がどうなのかなと、ちょっと違和感を覚えたところ。です。

○教育総務課長

まずこの通信機器の整備支援事業については、北島委員おっしゃるように、今、西海市内では光通信網が整備されて、ほぼ今年度中には完成するよな形になろうかと思ひます。ただ、中心となる部分だけに光が入って、末端の部分まで導入するといのが、各家庭であったり事業者であったり、そういったところの判断になるといところがあります。ですから、実際に光回線を導入するといところについては、行き届かない部分があるのではないかなといところで検討をしていたところ。です。実際に光回線が入っていても通信状況が悪いとい事例も報告があつておりますので、そういったところでポケットWi-Fiを採用したとい形になります。

もう1点は、例えば、事例として平戸市の状況ですね。要はルーターを貸し出してみてはどうかといところのご意見もあろうかと思ひます。ルーターの貸出しになりますと、おっしゃるよな形ができるのかなと思ひのですが、やはり各家庭の状況を鑑みれば、貸出しをして、ルーター自体の管理であるとか、そういったところがうまくいくのかといところの疑問もありました。他市についてはLTE回線対応以外のところについては、やはりおっしゃるよな、ルーターの貸出しが多いよな状況にもなつております。持ち帰りにつきましては、7月から順次、各学校で実施をするとい計画であるといこと。で聞いておりますので、その状況を見ながら、持ち帰りをした際の通信環境や各家庭の申請の

状況を踏まえて、改善すべきところについては改善していきます。要は、事務手数料について補助をするという形で考えておりますが、北島委員がおっしゃるように、貸与という選択肢もありますので、そういったところについては状況を見ながら、改善をしていきたいというふうに考えているところです。

要保護・準要保護への対応はどうするのかというところなんですが、まず要保護・準要保護への通信費については、就学援助費の中で基本的に支給をするという形になっておりますので、機器代についてはこの補助金の申請が出てくれば、機器代についても支援をするということで、セーフティネットの部分は図られているのではないのかなと思っております。

○北島委員

ありがとうございます。懸念の一つは今のお答えで払拭されました。ただですね、やはり公共的な補助という部分で言いますと、いわゆる初期費用について、これが全ての世帯で光通信も選べるし、モバイルルーターも選べるという環境の中において、自分のところは設置しました、自分のところは設置していませんという家庭があるといったところで、子どもの教育のために、どうぞ設置してくださいと、補助しますよということであれば全然問題はないんですよ。だけどそうではなくて、今、西海市自体が同じ環境ではないということなんですよ。整備したいけど整備できないという人たちがたくさんいらっしゃるわけです。光があっても通信環境が悪いところもあるし、モバイルルーターでも制限があるところもありますので、やはりそういった状況の中で、手を挙げればみんなに3,300円というのはどうなのかなと思ったわけです。特にそこに所得制限があるわけでもないですし、理由を書くところも申請書に書くところもない。そこに対して、今、いい機会だから設置しようという人がいるわけですよ。そこに対しての税金の使い方としてどうなのかなと思ってます。ちょっとその辺のところもご配慮をいただくような要綱にさせていただいたかったなと思ったところです。意見として申し上げておきます。

○村山委員

G I G Aスクール構想の当初はですね、こういうインターネット回線を引かなければいけない家庭には、公民館で対応するというので、公民館の回線を整える話だったと思うんですけども、西海市としては、今後はもうそちらの使用よりも各家庭でのネット回線を整えることを推進する形になるのでしょうか。

また、一斉にスタートするのには、ちょっと時間が足りないと思いますが、対象者の方には、それぞれ丁寧な対応で確実に整えるように対応していくのでしょうか。書面だけで案内してもなかなか整備が進まないのかなと思ったりしたので、どのような対応をするか教えていただきたいのですが。

○教育次長

お答えいたします。まず公民館の件につきましては、昨年度整備をしまして、要所の公民館に設置をしているところです。その際の理由としましては、家庭でW i - F i環境が整っていない児童生徒等がですね、例えば学校帰りとかに寄っていただいて、その端末で使えるようにしようというところです。光回線等が市全体で整備できて、家に設置したとしても親御さんが不在とかですね、自宅でそのまま使えないという子も公民館に行けば使えるというように、相互に補完し合うような形を考えておまして、基本的には家

庭で整備して、そこで使っていただくというのが基本ですが、それでも使えない子が出ましたら公民館でも使えるということで、要綱を整備しているというところです。

それから、家庭への通知ですけれども、G I G Aスクール構想の中に、家庭でのW i - F i整備等を、行ってくださいというのは特集で配っております。公民館でも大丈夫ですよ、というように補完し合いながら、なるべく使えない子どもがいないようにしようというところで対策を考えているというところでございます。

○学校教育課長

今、次長が申されたように、複数の方法で対応するというので、今回新たな3,300円の補助もあります。学校教育としてはですね、家庭に持ち帰ってどう活用するのかというところを広める取組も行っております。1番は、G I G Aスクール構想の研究指定校が小学校1校、中学校1校ございまして、ここは積極的にですね、各学校内での取組ですとか、持ち帰られた時にはどう活用しようかということも含めて研究を進めております。保護者にお知らせをする際は、研究指定校に限らず、他の学校でも工夫をしております、一つはP T Aの会合の時に役員さんと一緒に、この1人1台端末を使って協議をする場面を経験していただくなど、保護者にも、この1人1台端末やG I G Aスクール構想の狙いというものを実感していただく場を作っています。これを校長会などで紹介しながらですね、次長も申しましたが、3月に配ったお知らせやリーフレット、それから研究指定校の取組、こういうP T Aの機会を使った体験などをおして広めていって、確実に全ての家庭でご理解いただきながら、支援していければなと思っております。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第52号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第52号 西海市学習用通信機器整備支援事業補助金交付要綱の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第53号 西海市内高等学校入学支援事業補助金交付要綱の制定について」

○教育長

日程第8「議案第53号 西海市内高等学校入学支援事業補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3ページが交付要綱案になります。要点を説明したいと思います。第1条で趣旨ですね。こちらのほうは振興協議会に対して、西海市内高等学校の入学支援事業補助金を交付する

としております。高校ごとに組織された振興協議会に交付するという事です。第2条は定義です。補助対象者は振興協議会ということで、補助対象事業として、4項目ほど挙げております。入学手数料、それから制服、体操服、通学かばん購入費、教科書購入費、入学時の諸納金です。第5条の補助金の額は、生徒1人につき5万円ということでございます。それから第6条では補助金の交付申請、第7条で補助金の交付の決定、それから第8条では実績報告、第9条では補助金の交付ということで、概算払の方法によることができるということにしております。それから交付手続の特例としましては、確定通知書等の通知を省略できるという規定にしております。7ページは制定のポイントになりますが、入学者数が減少傾向にある市内高等学校の生徒数の確保と魅力向上を支援するために、当該要綱を制定するというものです。なお、ポイント4につきましては、令和3年度の入学者数等を記載してありまして、それによる見込み数で積算をしたというところでございます。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第53号の説明がありました。質疑ありませんか。

○寺本委員

第3条の補助対象者ですが、振興協議会を通さないと補助ができないというのは、西海市立じゃなくて県立の高校だからでしょうか。

○教育総務課長

この入学支援事業補助金ですが、来年度の入学者に対して補助をするという形で考えております。個人から申請を受けて、その事務手続をするとなった場合は、やはりどうしても時間がかかりますので、できるだけ早くこの補助金を交付して、その効果を出したいと考えております。その中で、個人から申請を受け付けるという方法もちろんあるんですけども、入学前の支給をするということで考えておりましたので、各県立の高等学校に組織された団体への交付を考えております。保護者としても、最終的に直接補助金を受けるわけではないんですが、その補助効果をできるだけ早く出すというところも踏まえまして、振興協議会に支出をするということで、制度設計をさせていただいたところです。

○寺本委員

今の点わかりました。第5条ですが、補助金の額は生徒1人につき5万円となっておりますが、大概の助成は、例えば5万円を限度とするというのが一般的かなと思います。今申された振興協議会へ交付した後、戻らないお金になるのでしょうか。

○教育総務課長

各県立学校の入学に係る経費については事前に調査をしたところです。1番多いところは西彼農業高校でした。実習に係る教科書や服装の経費がかかるというところでした。逆に1番安いところについては、大崎中学校から大崎高校に進学する生徒の制服代が要らないというところで、安くなっていたところです。そういったところで見ても、やはり平均として入学時に150千円ほどかかるということで、3分の1相当の額として50千円という金額を設定したところです。実際に振興局協議会に支出をするのですが、保護者の立場から考えると、150千円かかっていた分が100千円で済むということになりますので、補助をしても保護者の負担は出てくるような形で考えていますので、ご指摘の部分については、心配する必要がないのかなというふうに考えたところです。以上です。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第53号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第53号 西海市内高等学校入学支援事業補助金交付要綱の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第54号 西海市内高等学校魅力向上支援事業補助金交付要綱の制定について」

○教育長

日程第9「議案第54号 西海市内高等学校魅力向上支援事業補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

2ページが告示案ですが、3ページからの新旧対照表で変わった部分をご説明したいと思います。第2条の4号というところで、これまで資格取得に取り組む事業ということで、補助対象事業等を規定したところですが、これを進学及び就職支援事業に変えております。それと、第4条の補助金の補助率及び限度額等の項目ですが、その2号ですね。受験料の2分の1以内の額の受験料を削除しております。改正のポイントで説明をしておりますけれども、まずポイント1では資格取得に係る経費に限らず、進学や就職を支援する取組に係る経費を補助対象として、幅広く対応したいと考えております。補修受講料等ですね、そういったものを想定しているというところがございます。ポイント2の補助率の限度額等について、受験料という文言を削ることによって幅広い使い方ができることを想定したというところがございます。ポイント3の予算額についてですが、これは報告という形になりますが、令和3年度の計上額としましては、令和2年度から各校倍増ということで、各校1,000千円としているところがございます。説明としては以上です。

○教育長

ただいま、議案第54号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第54号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第54号 西海市内高等学校魅力向上支援事業補助金交付要綱の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第55号 令和3年度教育委員会所管大型事業に係る事業計画について」
○教育長

日程第10「議案第55号 令和3年度教育委員会所管大型事業に係る事業計画について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

事業計画になりますが、まず、教育総務課所管分としまして、公共施設等手洗水栓取替事業としまして、小中学校で8月から10月にかけて、センサー式の手洗水栓に変えるということにしております。これは、特に全部を変えるというわけではなく、利用頻度を考えて設定をしております。小学校で270基、中学校で170基を予定しているというところでございます。コロナ禍での感染のリスクの軽減を図るという意図でございます。

それから、社会教育課所管分でございますが、雪浦地区公民館の改修事業ということで、令和4年3月までの事業として、公民館の受変電設備改修工事でございます。これは検査で指摘もあっておまして、老朽化した受変電設備の改修をするものです。それから、その下段になりますけども、これも名称は同じで、公共施設等手洗水栓取替工事ということで、社会体育施設、文化施設、体育施設で、同じようにセンサー式の水栓に変えるということで、予定数としては社会教育施設で47基、文化施設で68基、体育施設で105基ということでございます。

○教育長

ただいま、議案第55号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第55号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第55号 令和3年度教育委員会所管大型事業に係る事業計画について」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

6. その他

各課報告(資料により報告)

次回の定例教育委員会：7月21日（水）午後1時15分～

7. 閉会

○教育長

これで、本日の定例教育委員会を閉会します。（午前11時15分閉会）